

# INTERNATIONAL INSOLVENCY PRACTICE NEWSLETTER

## TOPICS

1. スペイン国会が倒産法改正法案を可決
2. ライセンス契約の譲渡可能性

### スペイン国会が倒産法改正法案を可決

2011年10月11日、スペイン国会は2003年7月に成立した倒産法の改正法案を可決しました。改正法は一部が先行して2011年10月12日に施行され、残部は2012年1月1日に施行されました。

2003年7月に成立した倒産法は、専門家並びに個人及び法人を含む事業家にとって、単一立法によるものであり、かつ、専門化した商業裁判所の専属管轄で処理されるという点で画期的な立法でしたが、7年の期間と昨今の経済的な混乱により、倒産者の事業を保護するという本来の目的の達成に障害となる問題があることが認識されてきました。改正法は、倒産法の原則を大きく変えるものではありませんが、現在のEU経済の状況に対応し、倒産法による規制を全体的に刷新するものとなっています。

改正法の主な目的は、以下の6点です。

第1は、倒産手続に代替する手段を模索する一手段として、リファイナンス契約を活用し、倒産会社の経済的危機を迅速かつ低コストで解決することにより、倒産会社が清算に至るのを回避することです。倒産法によれば、倒産宣告の2年前以内に倒産会社が締結した契約は、それにより倒産会社の資産を毀損する場合は否認の対象になり、新たに担保を設定する場合は倒産会社の資産を毀損するもの

と推定されますが、倒産宣告の2年前以内に締結されたリファイナンス契約は、以下の条件を満たす限り否認の対象から外されることとされています。

- a. リファイナンス契約が倒産会社の負債の60パーセント以上を有する債権者らを当事者として締結されたこと
- b. 商業登録機関により指名された独立した専門家がリファイナンス契約に関して必要な意見を述べた意見書を提出すること
- c. リファイナンス契約が公証人の前で作成され、必要な基準を満たす証拠が提出されること

さらに、改正法の下では、以下のd.及びe.の要件を満たす場合はリファイナンス契約を倒産手続開始前に事前に裁判所の承認を得ることにより締結できるようになりました。

- d. リファイナンス契約が倒産会社の負債の75パーセントを保有する債権者らを当事者として締結されたこと
- e. リファイナンス契約が他の債権者の不当な犠牲を生じさせるものではないこと

裁判所によるリファイナンス契約の承認には、①リファイナンス契約について契約締結前に置くことが求められる停止期間(standstill period)の効力が抵当権者等の担保権者以外の債権者にも及ぶ、②承認をした裁判所がリファイナンス契約において定めた3年を超えない停止期間中に他の債権者が開

始した抵当権実行手続の停止を命ずることができるという 2 つのメリットがあります。①については他の債権者が異議を出すことができますが異議事由は限定されており、また、これを棄却する決定に対して抗告することもできません。

債務者がリファイナンス契約の条件を満たさない場合、債権者は承認をした裁判所に対して違反宣言を求めることができます。この場合、債権者は裁判所に債務者に対する倒産宣告を求めることもできますし、個別の債権回収を開始することもできます。

第 2 は、上記の保護を受けるリファイナンス契約に基づく貸主の倒産会社に対する新規債権を倒産法上の優先債権とすることにより、会社の資金調達を容易にすることです<sup>1</sup>。元来、このような新規債権には倒産法上特別の保護が与えられておらず、これらは担保権や質権の設定によって実務的な保護が図られてきました。改正法においては、このような新規債権の 50 パーセントについては「債権 (credit)」又は請求権 (Claim) という形式で破産財団から優先権を与えられ、残りの 50 パーセントは一般優先債権 (general privilege) という形で優先権が与えられます。ここにいう請求権 (Claim) は、抵当権や質権等の担保権が設定されていない倒産会社の資産から優先的に配当を受けることができます。その余の債権は、残余資産から一般優先債権、通常破産債権、劣後債権の順に配当を受けることとなります。

第 3 は、ある特定の破産債権又は請求権に倒産後の債権者集会における完全な投票権を付与することです。改正前の倒産法の下では、倒産手続開始後に請求権を取得した者は、再生計画について投票するために招集される会議において投票権を有しないのが原則でした。しかし、改正法により、財務上の金融監督を受ける債権者が倒産手続開始後に倒産債権を取得した場合は、債権者集会において投票権

を有することとしました。この「財務上の金融監督を受ける債権者」は倒産法上定義されていませんが、銀行、貯蓄銀行、信用組合、外国金融機関、相互保証会社などが含まれるものと解されます。

第 4 は、倒産手続を簡易化し、商業裁判所の負担を軽減することを可能にすることです。改正法により、裁判所は、事案が複雑でない場合は、以下の 4 つの基準に従って倒産手続を簡易化する決定を出すことができることになりました。4 つの基準というのは、①債務者が裁判所に届け出た債権者数が 50 名未満であること、②届出負債総額が 500 万ユーロ未満であること、③届出財団総額が 500 万ユーロ未満であること、④債務者が、合併、事業譲渡、スピノフ等の方法により債務者の実質的な資産及び債務を他の事業体に移転させる旨の組織変更案を提出することの 4 点です。改正法の下では、裁判所は、債務者が清算計画において第三者が債務者の事業を承継するという内容の拘束力のある案を提出した場合又は債務者が事業を停止して労働契約にもはや拘束されなくなった場合は、簡易な手続で進めることが義務付けられます。ただし、状況の変化により、裁判所はいつでも簡易化した手続を通常の手続に戻し、また、通常の手続を簡易化した手続に変更させることができます。

第 5 は、管財人の責任と権限を改善することです。改正法は、管財人の責任と資格を拡大し、その数を手続によっては 1 人から 3 人とすることを可能にしました。管財人は原則として 5 年以上の経験と倒産法について公認の専門教育を受けた者か、5 年以上の経験と倒産に関する公認の専門教育を受けた経済専門家、公認会計士、あるいは会計検査官とされ、これらの者が所属するのであれば法人も管財人となることができます。改正法では、「特別な重要性を有する事案」について、裁判所は、通常破産債権者又は一般先取特権を有する無担保債権者を管財人合議体の一人として指名しなければならないとされました。

<sup>1</sup>ただし、かかる保護は、資金が倒産会社の取締役又は 10 パーセント以上のシェアを有する既存株主から提供された場合は適用されません。

ここにいう「特別な重要性を有する事案」とは、倒産手続開始日の過去 3 年のいずれかで債務者の売上利益が年間 100 万ユーロ以上である場合、負債総額が 100 万ユーロを超える場合、債務者が裁判所に届け出た債務者の数が 1000 名以上の場合又は債務者の従業員数が 100 名を超えるか倒産手続開始前の過去 3 年以内に 100 名を超えた時期があった場合のいずれかです。

第 6 は、倒産手続を明確化して、とりわけ財団不足の場合に債権者間の配当の順序を規制することです。倒産法及び改正法によれば、法的費用や倒産宣告前 30 日分の従業員給与など一定の債権については、倒産会社の担保未設定の資産から支払われることになっています。これらの請求権は支払期が到来し次第支払われますが、改正法は、管財人にこの特別のグループ内で支払順序を変更する権限を与えました。この変更は、管財人がその変更が手続にとって最も利益になり、かつ、当該グループの債権の支払に十分な資産があると判断した場合に可能になります。管財人がこの特別のグループに対する配当原資に財団が満たないと判断した場合、改正法は、当該債務の弁済が第三者により保証されている場合を除き倒産手続を終結することとしました。この場合の当該特別のグループにおける配当の順序は、①最低賃金の 2 倍を超えない範囲における直近 30 日分の従業員の給与、②給与その他の労働の対価で支払期限を超過した日数に最低賃金額の 3 倍を乗じた額、③倒産手続に関連する法的費用、④新規債権を含む倒産会社の資産に対するその他の請求権、となります。

### ライセンス契約の譲渡可能性

米国連邦倒産法（以下「倒産法」）において、管財人又は債務者は、一定の条件の下、未履行契約を引き受け、これを譲渡することができます（365 条）。そして、未履行契約の譲渡については、原則として、当該契約に

譲渡禁止特約があっても相手方当事者の同意なしに譲渡することができますが（365 条 (f)(1)）、「適用法」（applicable law）の下において、相手方当事者が債務者以外の者が契約を履行すること又はかかる者に対して契約を履行することを拒み得るものとされている場合には、相手方当事者の同意なき限り未履行契約を譲渡することはできません（365 条 (c)(1)）。本件<sup>2</sup>では、倒産法第 11 章（チャプター 11）手続において、ある未履行契約の譲渡が認められるか否かが争われました。

2009 年、アパレル会社の XMH Corp.（以下「XMH」）は Simply Blue を含むその子会社とともに、チャプター 11 手続の申立を行いました。XMH は、当該倒産手続において、別のアパレル会社である Western Glove Works（以下「Western」）との未履行契約（以下「本契約」）を含む Simply Blue の資産の売却について裁判所の許可を求めました。本契約の下では、Western が「Jag Jeans.」という商標（以下「本商標」）を付した女性用衣料品を販売する権利を Simply Blue にサブライセンスし<sup>3</sup>、Simply Blue はその売上高の 12.5% を Western にライセンス料として支払うものとされ、契約期間も当初の契約期間から 2003 年 6 月 30 日迄延長されていました。しかし、2003 年 7 月 1 日以降、当事者間の関係は、Simply Blue がデザイン、材料調達、マーケティング、販売、カスタマーサービス等を行い、Western から報酬を受け取るというものに変更されていました。

Western は、XMH による本契約の譲渡に対して、倒産法 365 条(c)(1)に定める本契約の「適用法」は商標法であるところ、商標法の下では契約の譲渡は相手方当事者の同意がなければ認められないと主張しました。かかる Western の主張は、倒産裁判所では認められたものの、控訴を受けた地方裁判所及び第七

<sup>2</sup> *In re XHM Corp.*, 647 F.3d 690 (7th Cir. 2011)

<sup>3</sup> Western は「Jag Jeans.」の商標につき「Jag」の商標権者である Jag Licensing LLC からライセンスを受けており、本契約においても Western がライセンシーであることが定められていました。なお、本契約には、契約の譲渡に関する定めは設けられていませんでした。

巡回区控訴裁判所は **XMH** による本契約の譲渡を認めました。

この点まず、第七巡回区控訴裁判所は、商標権のライセンスの譲渡は契約にこれを認める明文規定がない限り認められないというのが商標権に関する一般法理であるとした上、倒産法 365 条(c)(1)において「適用法」が相手方当事者に譲受人の履行を拒絶することを認めている場合には、未履行契約を譲渡することができない旨を定められているところ、「適用法」とは商標法を含め契約に適用される法律を意味すると判示しました。商標権のライセンスについて、倒産法 365 条(a)及び(f)の例外とする背景について、第七巡回区控訴裁判所は、商標権の目的は消費者に対し製品又はサービスの同一性を示すことにあり、これにより製品又はサービスが一貫した品質を有することを保証するものであるところ、商標権者はライセンシーとの取引関係が解消された場合には品質を確保することができなくなるため、商標権者がコントロールし得ない者に対してライセンシーが商標権をサブライセンス（又はライセンスの譲渡）することは認められるべきではないとしました。かかる判断は、倒産裁判所では過去にもなされていましたが、控訴裁判所では初めて公表された

ものということで注目すべきものといえます<sup>4</sup>。その上で、第七巡回区控訴裁判所は、本契約が本商標のサブライセンスを含むものであれば、**Western** の同意を得ることなく譲渡することはできないが、本契約は、本商標のサブライセンスが本契約の譲渡よりも前に終了していることから商標権のサブライセンスではなく、単にサービス契約に過ぎないのであるから本契約の譲渡は **Western** の同意がなくとも認められるとしました。

以上のとおり、本件においては商標権のライセンスに関する未履行契約が倒産手続においてもライセンサーの同意なくして譲渡できない旨確認されましたが、他の控訴裁判所が本件の判断をどのように理解するのかは今後の問題として残されています。いずれにしても、商標権のライセンス契約の締結に際しては、ライセンス契約の譲渡性に関する当事者の意思が明確にされるよう慎重に契約書を作成する必要があるといえるでしょう。

<sup>4</sup> 第九巡回区控訴裁判所も下級審による類似の決定を支持していますが、特にこの点について意見を述べているものではありません (*N.C.P. Marketing Group, Inc. v. BG Star Prods., Inc. (In re N.C.P. Marketing Group, Inc.)*, 279 Fed. Appx. 561 (9th Cir. 2008))。

#### 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939

FAX 03-5401-2725

WWW.JONESDAY.COM

#### 世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アーバイン	アトランタ	クリーブランド	コロンバス	サンディエゴ
サンフランシスコ	シカゴ	シリコンヴァレー	ダラス	ニューヨーク
ピッツバーグ	ヒューストン	ボストン	ロサンゼルス	ワシントン
メキシコシティ	デュッセルドルフ	フランクフルト	ブリュッセル	マドリード
ミュンヘン	パリ	ミラノ	ロンドン	モスクワ
サウジアラビア	ドバイ	シドニー	シンガポール	上海
台北	東京	香港	北京	サンパウロ

編集責任者： 弁護士 佐藤 りか (rsato@jonesday.com)

弁護士 森 雄一郎 (ymori@jonesday.com)

編 集 者： 弁護士 棚 澤 高 志 (ttanazawa@jonesday.com)  
                  弁護士 菊 山 葉 子 (ykikuyama@jonesday.com)  
                  弁護士 広 重 隆 司 (thiroshige@jonesday.com)  
                  弁護士 大 平 勇 介 (yohira@jonesday.com)  
                  弁護士 高 橋 俊 昭 (ttakahashi@jonesday.com)

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。